登録番号　生第87344号
変更前　愛知県名古屋市中区錦一丁目13番26号
変更後　愛知県豊橋市若松町字中山221番地
登録番号　輸第6765号、輸第12087号、輸第102009号
変更前　大阪府大阪市北区梅田二丁目５番２号
変更後　大阪府大阪市北区堂島浜二丁目２番28号
２　肥料の名称の変更
登録番号　生第103813号
変更前　くみあい茶工入り茶専用化成Ｓ8123
変更後　くみあい茶工入り化成Ｓ8123

○国土交通省告示第八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年一月四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－70号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝40dB）	ハイテックス＃1007ＮＲ(6)	株式会社神戸タフ興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目１番20号
第Ｓ－71号	〃	ハイテックス＃1009ＲⅡレベラー(8)	〃	〃

○防衛省告示第九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月十六日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年一月二十三日の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月十六日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年一月二十五日（予備、同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第一号

九頭竜川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和六十二年三月十九日付けで告示された建設省告示第七百二十号を次のように改める。

関係図面のうち、第十三号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

（図面省略）

附　則

昭和五十一年三月九日付け建設省告示第二百七十七号で指定した河川予定地を廃止する。

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理解職
国務大臣　梶山　弘志

総務大臣野田聖子帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　梶山　弘志

内閣府特命担当大臣野田聖子帰朝につき内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当及びマイナンバー制度担当）事務代理を免ずる
同　小此木八郎

○防衛大臣臨時代理解職
同

防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上一月十一日）

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三は一月十二日エストニア国、ラトビア国、リトアニア国、ブルガリア国、セルビア国及びルーマニア国へ出張のため出発した。
国務大臣　世耕　弘成

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（一月十二日）

法務省

大沢陽一郎　神田　秀樹　高橋　美保
長谷部由起子　春名　一典　秋葉　康弘

司法試験委員会委員に任命する（各通）
検事　大塲亮太郎

司法試験委員会委員に併任する（以上一月一日）

国土交通省

秋山　靖浩　作内　良平　藤原　徹
村瀬　英彰　坂上　学　山田　康裕
齋藤　善彦　箕輪　安洋　善本かほり
塚田栄二郎　島原　慎司　慎　明宏

平成三十年不動産鑑定士試験論文式試験試験委員に任命する
任期は平成三十年十月三十一日までとする（各通）
（一月十五日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事
安浪　亮介

東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所長を命ずる
同　深見　敏正　同　白石　史子
同　菅野　雅之　同　永野　厚郎
同　甲斐　哲彦　同　阿部　潤
同　齊木　敏文　同　大段　亨
同　野山　宏　同　杉原　則彦
同　後藤　博　同　尾島　明
同　川神　裕　同　都築　政則
同　畠山　稔　同　中西　茂
同　河野　清孝　同　垣内　正
同　村田　渉　同　若園　敦雄
同　青柳　勤　同　秋葉　康弘
同　後藤眞理子　同　藤井　敏明
同　大熊　一之　同　大島　隆明
同　朝山　芳史　同　栃木　力
同　合田　悦三
同（知的財産高等裁判所勤務）　森　義之
同（同）　鶴岡　稔彦
同（同）　高部眞規子
東京地方裁判所判事　古谷恭一郎
同　林　俊之　同　古田　孝夫
同　北澤　純一　同　吉村　真幸
同　三木　素子　同　大竹　昭彦
同　渡部　勇次　同　鈴木　正紀
同　佐久間健吉　同　中山　孝雄
同　河合　芳光　同　手嶋あさみ
同　東　亜由美　同　谷口　安史
同　中村さとみ　同　永谷　典雄
同　相澤　眞木　同　岸　日出夫